

## 嘉手納基地所属米空軍兵による傷害事件に関する意見書

去る 7 月 21 日未明、沖縄市中央の飲食店内において、沖縄市在住の女性の顔を拳で殴るなどの暴行を加え、左眼付近を打撲させたとして、嘉手納基地所属の米空軍上等兵の 21 歳の男性が現行犯逮捕された。

報道によると、空軍兵と被害女性に面識はなかったとのことであり、たまたま店内に居合わせただけで、このような事件に遭遇した女性の恐怖は計り知れず、また、発生日時が午前 2 時頃ということから同空軍兵にはリバティー制度の違反も疑われている。

在日米軍は米軍構成員等による度重なる事件・事故の発生に、基地外での飲酒などを制限する行動指針（リバティー制度）を実行しているが、今回の件も含め、同指針に反すると思われる事案が多くみられ、米軍の示す綱紀粛正、再発防止対策の実効性には疑念を抱かざるを得ず、抜本的な犯罪防止策が強く求められている。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、嘉手納基地所属米空軍兵による傷害事件に関し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

### 記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人・軍属等の教育を徹底し、綱紀の粛正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。
3. 被疑者の所属する組織の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
4. 日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 8 月 8 日  
沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣      外務大臣      防衛大臣      沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使      沖縄防衛局長